都城市生活おたすけサービス事業

生活おたすけサービス

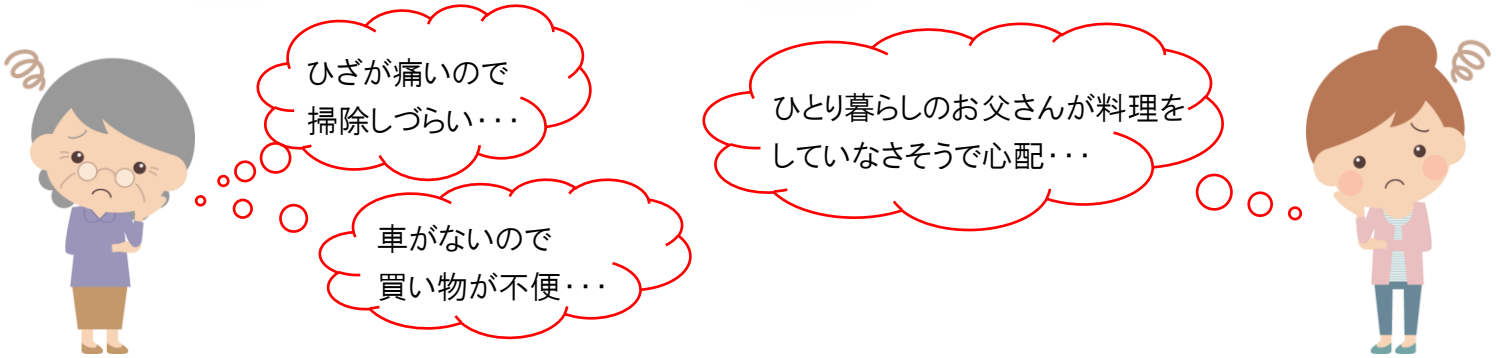

生活おたすけサービスとは、在宅の高齢者が自立した生活を継続していき、要介護状態にならないようにするために、生活援助員が日常生活上の簡単なお手伝いをするサービスです。

生活援助員とは・・・

生活おたすけサービスについて理解し、協力してくださり援助員の登録を受けた地域住民です。
平成３０年１月現在、１９６名の方が生活援助員として登録されています。

◎対象者は？

要支援１・２と判定された方または、チェックリストに該当した方で総合事業訪問介護のサービスを受けていない方が利用できます。

◎サービス内容は？

食事の支度、洗濯、掃除、買い物などの簡単な家事のお手伝いや、関係機関との連絡、調整を行います。

◎利用料金や時間は？

利用料は援助員１人の派遣に対して、１時間あたり２００円です。

利用できる時間は、８：００～１７：００の間で、１日につき２時間まで、１ヶ月１０時間の限度があります。

◎利用するには？

お住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。生活援助員の調整は地区社会福祉協議会が行います。

生活援助員を募集しています！

都城市社会福祉協議会では、生活援助員を募集しています。登録には、２時間程度の講座を受講していただきます。（随時開催）

活動内容は、掃除や洗濯などの簡単な家事援助です。また、生活援助員には活動費として１時間につき８００円をお支払いします。

詳細は、下記事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
各地区社会福祉協議会　または
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
地域福祉課　☎ 25－2123

都城市生活おたすけサービス事業

生活援助員になりませんか？

生活おたすけサービスとは、在宅の高齢者が自立した生活を継続していき、要介護状態にならないようにするために、生活援助員が日常生活上の簡単なお手伝いをするサービスです。

生活援助員とは・・・

生活おたすけサービスについて理解し、協力してくださり援助員の登録を受けた地域住民です。登録には、サービスの概要や活動を行う上での心構えなど、２時間程度の講座を受講していただきます。（随時開催）

平成３０年１月現在、１９６名の方が生活援助員として登録されています。

活動内容は、掃除や洗濯などの簡単な家事援助です。

生活援助員として活動された方には、１時間につき８００円の活動費をお支払いします。

サービスの対象者や料金は？

要支援１・２と判定された方または、チェックリストに該当した方で日常生活に援助を要する方が対象者となります。

利用料は援助員１人の派遣に対して、１時間あたり２００円です。また、利用できる時間は、午前８時から午後５時の間で１日につき２時間まで、１ヶ月１０時間までの限度があります。

生活おたすけサービスを利用するには、地域包括支援センターが行うチェックリストに該当する必要があるため、まずはお住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。

生活援助員の声

★体調が悪いときも、私と話をすると元気になると言ってくださいます。
★私たちが行く日を心待ちにしているとのことです。
★１週目は体調が悪そうでしたが、２週目は元の元気に戻っていました。

空いた時間に地域活動してみませんか？
詳しくは、事務局までご連絡ください！

【問い合わせ先】
各地区社会福祉協議会　または
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
地域福祉課　☎ 25－2123